

東伊豆町耐震改修促進計画

(第4期・令和8年度～令和12年度)

令和8年4月

東伊豆町

東伊豆町耐震改修促進計画

目 次

第1章 基本的事項	・・・	1
1 背景と目的	・・・	1
(1) 背 景	・・・	1
(2) 目 的	・・・	1
2 基本的事項	・・・	2
(1) 対象区域	・・・	2
(2) 計画期間	・・・	2
(3) 対象建築物	・・・	2
3 地震による被害	・・・	3
(1) 過去の大規模地震による被害	・・・	3
(2) 想定される地震の規模等	・・・	3
(3) 地震動の周期特性の違いによる被害の特徴	・・・	4
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	・・・	5
1 現状と課題	・・・	5
(1) 住 宅	・・・	5
(2) 建築物	・・・	7
(3) その他の建築物等	・・・	11
2 目 標	・・・	12
(1) 基本方針	・・・	12
(2) 数値目標	・・・	13
(3) 定性的な目標	・・・	14
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	・・・	16
1 支援制度	・・・	16
(1) 住 宅	・・・	16
(2) 建築物	・・・	17
(3) その他の建築物等	・・・	17
2 啓発及び知識の普及	・・・	18
(1) 基本的な取組方針	・・・	18
(2) 所有者への情報提供	・・・	18
(3) その他周知及び啓発する事項	・・・	20
3 関係者との連携推進等	・・・	22
(1) 役割分担	・・・	22
(2) 県との連携等	・・・	22
(3) 所管行政庁との連携	・・・	23
資料編	・・・	27

第1章 基本的事項

1 背景と目的

(1) 背景

我が国における建築物の耐震基準は、明治24年濃尾地震による被害を受け明治27年に発表された「木造耐震家屋構造要領（案）」がはじめとされ、市街地建築物法を経て、昭和25年に建築基準法へ引き継がれた。その後、昭和43年5月の十勝沖地震等の大地震が発生するたびに強化され、昭和56年6月にいわゆる「新耐震基準」となった。しかし、既存建築物の耐震化は既存不適格建築物との位置付けにより進まなかった。

そうした中、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）において、多くの旧耐震基準（昭和56年5月以前）の建築物が倒壊し、多数の尊い命が奪われた。これにより、既存建築物の耐震化の重要性が認識され、国は平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法。以下「法」という。）を制定、平成17年10月の法改正では、都道府県に耐震改修促進計画の作成を義務付けた。

静岡県では、全国に先駆けて平成13年度から木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKA I - 0^{ゼロ}」を実施していたことから、法改正を受け、これを計画に位置付け、平成18年10月に「静岡県耐震改修促進計画（第1期・平成18～27年度）」を策定した。本町においても、平成19年3月に「東伊豆町耐震改修促進計画（第1期）」を策定し、令和3年4月の第3期計画まで逐次改定を重ねている。

この間、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）をはじめ、平成28年4月の熊本地震や平成30年6月の大阪府北部地震等により、新たな課題が次々と明らかになるとともに、甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や相模トラフ沿いの地震の切迫性は高まっている。

(2) 目的

本町が県とともに推進してきた木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKA I - 0」は、令和7年度をもって終了し、令和8年度から新たな事業体系を構築する。また、令和6年1月の能登半島地震は、地理的条件が似ている本町を含む伊豆半島地域の防災力の更なる強化の必要性を認識させた。

そこで本計画は、巨大地震による大きな被害が想定される本町において、町民の生命と財産を保護するとともに、本町の継続的な維持発展を図るため、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成十八年一月二十五日、国土交通省告示第百八十四号）に基づき、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的とする。

2 基本的事項

(1) 対象区域

対象区域は「東伊豆町全域」とする。

(2) 計画期間

計画期間は「令和 8 年度から令和 12 年度」の 5 年間とする。

(3) 対象建築物

対象建築物は「現行の耐震基準の施行以前に建築に着手された建築物又は地震により被害を受けた建築物若しくは経年劣化が進んだ建築物」とする。

表 1-1 本計画における対象建築物の区分と年代

区 分/年 代		昭和 56 年 5 月 31 日 平成 12 年 5 月 31 日		
構造 種別	木造	対象 (旧耐震基準)	対象 (新耐震基準)	対象外 (現行耐震基準)
	非木造	対象 (旧耐震基準)	対象外 (現行耐震基準)	
経年劣化等	経年劣化が進んだ建築物	対象		
	地震により被害を受けた建築物	対象		

【解 説】

これまでの計画では、過去の地震で多くの被害が生じていることから、1981 年（昭和 56 年）5 月以前の旧耐震基準の建築物のみを対象とし、その耐震化に全力で取り組んできた。

しかし、2000 年（平成 12 年）5 月以前の新耐震基準の木造建築物については、平成 28 年 4 月の熊本地震や令和 6 年 1 月の能登半島地震において一定の被害が生じた。

また、熊本地震では震度 7 の地震が 2 回発生し、1 回目は地震に耐えることができたものの、そのダメージにより 2 回目で倒壊に至るものがあった。

さらに、新築時は耐震性能が確保されていても、時間の経過とともに、ひび割れや変形、老朽化などに見舞われ、経年劣化による耐震性能の低下が懸念される。適切なメンテナンスが行われていない建築物はなおのことである。

以上のことから、現行の耐震基準の施行以前に建築に着手された建築物又は地震により被害を受けた建築物若しくは経年劣化が進んだ建築物を本計画の対象建築物とする。

3 地震による被害

(1) 過去の大規模地震による被害

平成 23 年 3 月の東日本大震災は、千年に 1 度と言われる巨大地震で、大規模な津波の発生や、遠距離地域において長周期地震動により高層ビル等に被害が生じた。

平成 28 年 4 月の熊本地震では、震度 7 が 2 回観測されるなど、過去に例を見ない大きな地震により、新耐震基準適用以降に建てられた住宅にも被害が生じた。

平成 30 年 6 月の大阪府北部地震では、通学中の小学生が倒壊したブロック塀の下敷きになるという被害が生じた。

平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震では、広範囲の大規模な斜面崩壊により、住宅が倒壊するとともに、地盤の隆起や液状化による宅地被害が生じた。

令和 6 年 1 月の能登半島地震では、杭頭の破壊が主な原因としてビルが倒壊するとともに、大規模な市街地火災、津波、地盤の隆起や液状化による宅地被害、道路被害による山間地の孤立など多くの事象が発生した。また、震災後の調査により高齢化率の高い地域において相対的に耐震化率が低いことが明らかになった。

(2) 想定される地震の規模等（静岡県第 4 次被害想定）

ア 南海トラフ巨大地震、相模トラフ沿いの地震

下表 1-2 のとおり甚大な被害が想定される。

表 1-2 想定される地震の規模

区 分	南海トラフ巨大地震	相模トラフ沿いの地震（元禄型関東地震）
震 源	駿河湾から日向灘に掛けての南海トラフに沿った領域の全部	相模トラフ沿い
規 模	マグニチュード 9.0 程度	マグニチュード 8.2 程度
発生頻度	千年から数千年に 1 回	千年から数千年に 1 回
被害想定	全壊・焼失棟数：約 30 万棟 死者数：約 105,000 人	全壊・焼失棟数：約 2.7 万棟 死者数：約 6,000 人

イ その他の地震

南海トラフ巨大地震、相模トラフ沿いの地震その他の地震にも留意し、対策を進めていく必要がある。

県においては、比較的発生頻度が高いとされる地震として、富士川河口断層帯における地震も予測されている。

当該地震は、駿河トラフで発生する海溝型地震と連動して同時に活動すると推定されており、この場合、海溝型地震と併せてマグニチュード 8 程度の地震となる可能性がある。

なお、陸上部で認められている断層が単独で活動する可能性もあるため、留意が必要である。

(3) 地震動の周期特性の違いによる被害の特徴

ア 長周期地震動

一般に、大きな地震で生じる周期が2から20秒の振動が主成分を占める地震動は長周期地震動と呼ばれている。

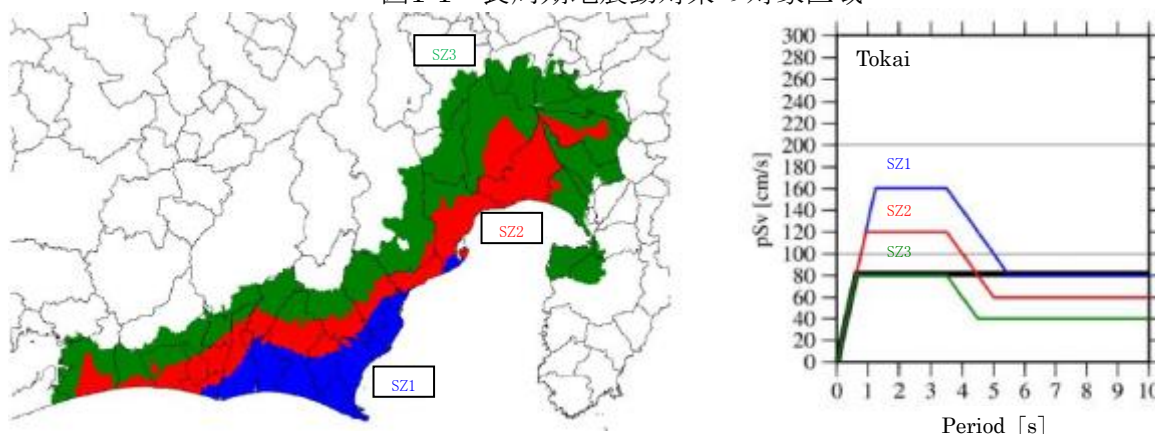
地震による建物の被害は、発生した地震の卓越周期^{※1-1}と、建物が持つ固有周期とが一致し、共振することで被害が大きくなる。

例えば、木造住宅の固有周期である1秒から2秒程度の周期成分が多く含まれる地震動の発生によって、平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成28年4月の熊本地震では木造住宅の被害が大きくなったと言われている。

一方、木造住宅よりも長い固有周期を持つ超高層建築物や免震建築物は、長周期の地震動の影響を受けることから、長周期地震動が発生しやすい軟弱な堆積層で覆われている地域では特に注意が必要となる。また、震源地が遠隔の地震であっても減衰しにくく、その揺れが長時間継続することが長周期地震動の特徴となっている。

想定される南海トラフ巨大地震において、国は長周期地震動の対策が必要な区域として、下図1-1のとおりとしている。

図1-1 長周期地震動対策の対象区域



<区域分けと各区域の長周期地震動による擬似速度応答スペクトル>

- SZ1 建設時の想定を上回る可能性が非常に高い地域
- SZ2 建設時の想定を上回る可能性が高い地域
- SZ3 建設時の想定を上回る可能性がある地域

イ 短周期地震動

一般に、周期が2秒以下の振動が主成分を占める地震動は短周期地震動と呼ばれている。そのうち、周期1秒から2秒が主成分の地震動は、いわゆる「キラーパルス」と称され、この周期帯を固有周期に持つ木造住宅などの建物に大きな被害を及ぼす。阪神・淡路大震災や熊本地震等では、このキラーパルスにより木造住宅に甚大な被害が発生した。

一方、平成23年3月の東日本大震災の地震動は、周期1秒以下の周期が主成分であり、「キラーパルス」の成分は少なかったことから、地震の震度の割に建物被害は比較的少なかった。

※1-1 卓越周期：地盤の最も揺れやすい周期。軟らかい地盤ほど長くなり、硬い地盤ほど短くなる

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 現状と課題

(1) 住 宅

ア これまでの取組

県は全国に先駆けて平成13年度に、旧耐震基準の木造住宅の耐震化に対し重点的に支援するプロジェクト「TOUKAI-0」を立上げ、本町では県と一体となって耐震化を推進してきた。

第3期計画では、令和7年度末の住宅の耐震化率を95%とすることを目標に、計画の終了を一つの区切りとするため、プロジェクト「TOUKAI-0」の総仕上げに取り組んできた。

これまで、ホームページや広報誌などによる広報のほか、テレビや新聞等のメディアの活用、シニアクラブへの出前講座、自主防災組織等への啓発チラシの配布など、様々な手段を通じて、町民に木造住宅の耐震化を呼び掛けてきた。

また、県と協力の下、戸別訪問やダイレクトメールにより、耐震化を実施していない世帯に直接働き掛ける取組を重点的に進めてきた。

資金不足や跡継ぎ不在のため耐震改修が困難な高齢者世帯等に対しては、耐震シェルターや防災ベッドの設置を働き掛けてきた。

補助実績については、下表2-1のとおり、令和6年度末までに耐震診断が484件、耐震改修が13件に上った。

表2-1 耐震化補助実績（単位：件）（令和6年度末）

区分	～R2	R3	R4	R5	R6	合計
耐震診断	399	7	12	27	39	484
耐震改修	10	1	1	1	0	13

【参考：TOUKAI-0の総仕上げ】

県は無料の耐震診断を令和6年度まで、耐震改修等は令和7年度までとするロードマップを作成し、本町においてもTOUKAI-0の総仕上げに取り組んできた。（無料の耐震診断は令和7年度まで延長）

- ・令和4年まで：対象世帯の洗い出し（ダイレクトメール、戸別訪問などで耐震化の意向を把握）
- ・令和5年以降：家庭の事情で耐震化が困難な世帯には、耐震化以外の命を守る対策を提案
- ・令和7年まで：未対応の世帯に対して集中的に耐震改修や建替えを働き掛ける

イ 現状

令和5年度末の本町における住宅の耐震化の状況は、表2-2のとおり、住宅約10,138戸のうち、耐震性がある住宅は約7,249戸で、耐震化率は71.5%となり、第3期計画策定時（令和元年度末）の耐震化率67.3%から4.2%向上した。

耐震化は着実に進んでいるものの、資金面や高齢等の理由から耐震改修に取り組むことが難しい世帯が多く残っており、第3期計画の目標に対して進捗が遅れている。

耐震化の対象となる旧耐震基準の住宅は、建築後40年以上が経過して老朽化が進み、耐震改修よりも建替えなどが現実的な場合もあり、所有者も高齢化するなど、耐震化に前

向きになりにくい状況が伺える。

賀茂地域^{※2-1} 及び川根本町の未耐震世帯を対象に実施したアンケート^{※2-2}の結果によると、住宅の耐震化が難しい理由として「費用負担が大きいため」や「古い家にお金をかけたくないから（跡継ぎ不在など）」が上位を占めた。

表 2-2 住宅の耐震化率（固定資産課税台帳、令和 5 年住宅・土地統計調査等より推計）（単位：戸）

区分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以 前の住宅②	左記のうち 耐震性有 住宅③	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (令和 5 年度末) ⑤/④
木造	3,317	3,562	956	6,879	4,273	62.1%
非木造	2,525	734	451	3,259	2,976	91.3%
合計	5,842	4,296	1,407	10,138	7,249	71.5%

【参考：住宅の耐震化率】

上表の耐震化率は「固定資産課税台帳」、「令和 5 年住宅・土地統計調査」及び「耐震補強工事補助実績」を基に、国土交通省住宅局建築指導課建築物事故調査・防災対策室より発出された令和 7 年 2 月 14 日付け事務連絡「令和 5 年住宅・土地統計調査の結果を踏まえた住宅の耐震化率（全国値）の算定並びに建築物の耐震化の指標及び目標の見直しについて」による推計方法の例を用いて算出したものである。

なお、「耐震性有住宅③」の戸数には、耐震性を有すると推計される戸数を含んでいるが、人口が 15,000 人未満の町は当該町単位での住宅・土地統計調査のデータがないため、耐震化率算出に必要な値は、県全体の値から世帯数を勘案して算出している。

ウ 課題

甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や相模トラフ沿いの地震の切迫性が高まっていることから、耐震化の取組を更に促進していく必要がある。

高齢者世帯が取り組みやすい施策が必要である。

※2-1 賀茂地域：下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の 1 市 5 町

※2-2 「木造住宅の耐震化等に関するアンケート」建築安全推進課調査（令和 6 年度）による

(2) 建築物

ア 特定建築物

(ア) これまでの取組

耐震性のない建物所有者等に対し、県は耐震化状況に関するアンケート調査を実施し、耐震改修の状況を確認するほか、耐震改修の必要性や支援制度を丁寧に説明し、早期の耐震化へ誘導した。

(イ) 現状

本町の法第 14 条第一号に規定する多数の者が利用する一定規模以上の建築物（以下「特定建築物^{※2-3}」という。）の耐震化率（令和 6 年度末）は 75.4%^{※2-4} となり、令和元年度末の 73.5%から 1.9 ポイント向上した。

不特定多数の者が利用する建築物にあっては民間の耐震化率が向上し、特定多数の者が利用する建築物にあっては公共・民間ともに耐震化率が着実に向上した。なお、第 3 期計画においては、目標とする耐震化率を定めていない。

表 2-3 特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和 6 年度末）

区分	昭和 56 年 6 月以降の 建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前 の建築物 ②	左記のう ち耐震性 有建築物 ③	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 ⑤/④
多数の者が利用 する特定建築物 (法第 14 条第一号)	54	60	32	114	86	75.4%

(ウ) 課題

特定建築物が倒壊した場合の影響を踏まえ、今後も耐震化を促進する必要がある。

特に、耐震化が遅れている不特定多数の者が利用する民間建築物への取組の推進が必要である。

所有者等に対して普及啓発をより一層図る必要がある。

建物所有者等が、必要な耐震改修等を前向きに検討するために有効な補助制度等を活用することが必要である。

※2-3 特定建築物：例えば、病院、店舗、旅館等は階数 3 以上かつ床面積の合計 1,000 m²以上

※2-4 建築安全推進課調査（令和 6 年度）による

イ 大規模建築物

(ア) これまでの取組

国は平成 25 年法改正で、不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者の利用する建築物のうち大規模なもの等を要緊急安全確認大規模建築物（以下「大規模建築物^{※2-5}」）と位置付け、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けた。本県は、耐震診断の結果を、法附則第 3 条第 3 項の規定に基づき平成 29 年 1 月に公表した。

耐震性のない建物所有者等に個別訪問を行い、耐震改修の状況を確認するほか、その必要性や一般建築物より手厚い支援制度を丁寧に説明し、早期の耐震化へ誘導した。

(イ) 現状

本町の法附則第 3 条に規定する大規模建築物の耐震化率（令和 6 年度末）は、表 2-5 のとおり、全棟数 3 棟のうち耐震性がある棟数は 3 棟で、耐震化率は 100%^{※2-6} となり、令和元年度末の 100%を維持している。

表 2-4 大規模建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和 6 年度末）

区 分	時 点	対象棟数	耐震性有	耐震性無	耐震化率
要緊急安全確認 大規模建築物 (法附則第 3 条第 1 項)	当初公表時 (平成 29 年 1 月)	3	3	0	100%
	第 3 期計画策定時 (令和元年度末)	3	3	0	100%
	現状 (令和 6 年度末)	3	3	0	100%

(ウ) 課題

特定建築物に比べ大規模建築物が倒壊した場合の影響はより大きいことから、耐震化を促進する必要がある。

建物所有者等が、必要な耐震改修等を前向きに検討するために有効な補助制度等を活用することが必要である。

※2-5 大規模建築物：例えば、病院、店舗、旅館等は階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 ㎡以上

※2-6 建築安全推進課調査（令和 6 年度）による

ウ 沿道建築物

(ア) これまでの取組

平成 25 年法改正で、防災上重要な道路沿いにある一定高さの建築物について耐震診断の報告を義務付けることができるようになった。

本県では、対象建築物を把握するために、平成 27 年度に第一次緊急輸送路沿いの一定高さの建築物についてレーザー測量調査を実施したところ、旧耐震基準の建築物の割合は5割程度であった。

その後、県は法第5条第3項第二号の規定に基づき、沿道建築物の耐震診断の実施を義務付ける道路（表 2-5）（以下「緊急輸送ルート等」という。）を平成 31 年 4 月 1 日に定め、法第9条の規定に基づき、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられた要安全確認計画記載建築物（以下「沿道建築物」という。）の耐震診断の結果を令和 5 年 1 月に公表した。

公表後、耐震性のない建物所有者等に個別訪問を行い、耐震改修の状況を確認するほか、その必要性や一般建築物より手厚い支援制度を丁寧に説明し、早期の耐震化へ誘導した。

また、法第5条第3項第三号の規定に基づき、建物所有者等に耐震化の努力義務を課す道路を表 2-6 とした。

表 2-5 耐震診断義務付け対象道路（緊急輸送ルート等）

計 画	法第5条第3項第二号の規定による耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路
県の広域受援計画	緊急輸送ルート（東名・新東名のそれぞれの IC から県・市町災害対策本部（40 拠点）、災害拠点病院（22 拠点）、航空搬送拠点（3 拠点）を結ぶルート（計 65 拠点））
県の浜岡地域原子力災害広域避難計画	PAZ・UPZ 内の避難経路

表 2-6 耐震化努力義務対象道路

計 画	道路の種類	法第5条第3項第三号の規定による耐震化の努力義務を課す道路
県の地域防災計画	緊急輸送路	第1次～第3次の緊急輸送路（緊急輸送ルート等を除く）

【解 説】

県の広域受援計画に位置付けられた緊急輸送ルート等や、県や市町の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路は、地震後の避難・救急・消火・緊急物資の輸送機能等を担う重要な道路であり、その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、道路機能を確保していくことは非常に重要である。

地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないように、緊急輸送ルート等を沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路（耐震診断義務付け対象道路）とし、これらの道路の沿道建築物（法施行令第4条第1項一号及び二号に規定される通行障害建築物）について、県と連携して耐震化を促進している。

(イ) 現状

沿道建築物の耐震性不足解消率^{※2-7}（令和6年度末）は31.6%^{※2-8}となり、当初公表時（令和5年1月）の31.6%を維持している。

対象建築物の約9割、耐震性のない建築物の約8割を「住宅（共同住宅を含む）」が占めている。多くが個人所有の住宅や店舗等であり、木造住宅と同様に高齢化や経済的な事情により耐震化に前向きになれない建物所有者等が多い。

本町を含む伊豆半島地域^{※2-9}は、幅員が狭い道路に古い住宅が連なっている地域特性から、本県の耐震性のない沿道建築物の6割強が集中しており、他地域と比べて耐震化が遅れている。また、地理的条件が能登半島と共通し、代替路が限られているため、大規模地震時に沿道建築物の倒壊により、緊急車両の通行が妨げられるおそれがある。

表 2-7 沿道建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和6年度末）

区分	時点	対象棟数	耐震性有	耐震性無	耐震性不足解消率
要安全確認 計画記載建築物 （沿道建築物） （法第7条）	当初公表時 （令和5年1月）	19	6	13	31.6%
	現状 （令和6年度末）	19	6	13	31.6%

(ウ) 課題

更なる耐震化促進のため、道路ネットワーク整備・強靱化とともに沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

所有者等に対して普及啓発をより一層図る必要がある。

建物所有者等が、必要な耐震改修等を前向きに検討するために有効な補助制度等を活用することが必要である。

※2-7 耐震性不足解消率：「耐震性不足解消棟数（耐震性のある建築物棟数及び除却棟数）」を「当初公表時の対象棟数」で除した値

※2-8 建築安全推進課調査（令和6年度）による

※2-9 伊豆半島地域：下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町の5市6町

(3) その他の建築物等

ア これまでの取組

耐震性のない小規模建築物（特定建築物より規模が小さい等の建築物）、倒壊の危険性のあるブロック塀等、特定天井、既存不適格昇降機、耐震性及び耐風性が確保されていない瓦屋根等の所有者等に耐震改修等の必要性や支援制度を丁寧に説明し、早期の耐震化へ誘導した。

特にブロック塀等については、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震での倒壊被害を受け、ブロック塀等の実態調査や所有者等に対する点検方法等の周知を行った上、倒壊の危険性のあるブロック塀等の所有者等に対し撤去または必要な補強を行うよう改善指導した。

イ 現状

令和 6 年度末までの補助実績は表 2-8 のとおりである。

表 2-8 その他建築物等の補助実績（単位：件）（令和 6 年度末）

区 分	R3	R4	R5	R6	合計
ブロック塀等の撤去	1	1	0	2	4

ウ 課題

所有者等に対して普及啓発をより一層図る必要がある。

建物所有者等が、必要な耐震改修等を前向きに検討するために有効な補助制度等を活用することが必要である。

2 目 標

(1) 基本方針

南海トラフ巨大地震は、超広域かつ甚大な被害が発生する中で、人的・物的リソース不足等の困難な状況が想定される。そのため、事後対応には限界があるとの認識の下、徹底的に事前防災に取り組む必要がある。

国が令和7年7月に公表した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化が示された。事前の対策に費やすことのできる時間と内容には限りがある中、県民の命を守り抜くためには、建物倒壊等による直接死を減らすとともに、直接死を免れた被災者の命が災害関連死によって失われることを防ぐための対策について、重点的に取組を進める必要がある。

地震による倒壊から「命を守る」ための耐震性能を確保するという目的に加え、助かった「命をつなぐ」ため、地震後に住み慣れた自宅での生活を継続するということを目的とした、従来より高い耐震性能を確保する耐震改修も促進する必要がある。

そこで本計画は、「地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの町民の命を守り、助かった命をつなぐ」を基本方針とする。

命を守る方策としては、住宅の「耐震化」と「減災化」を両輪で推進し、県と連携し、地域の実情にあった施策を展開していく。

命を守るためには、まず耐震化が第一であるが、費用その他の理由により耐震化に取り組むことが難しい世帯に対しては、最低限命を守るということに主眼を置き、耐震性のある住宅への住み替えや、部分補強、耐震シェルター・防災ベッド等の「減災化」も提案していく。

ただし、減災化は一時的に命は守れるが、住宅が大きく損傷し、その後の生活が困難になるとともに住宅再建は容易ではないため、やむを得ない場合の選択肢であるほか、メニューごとに特徴が異なるため、その選択においては留意する必要がある。

【解 説】

建築基準法は最低限の基準であり、大地震に対して「倒壊しない」が、「損傷は許容する」ものであるため、被災後の継続使用を担保するものではない。経済設計を迫及した構造設計の場合は耐震性に余力がなく、また軟弱地盤では揺れが増幅し被害が大きくなることもあるため、被災後の継続使用が困難となる可能性がある。そのため、大地震でも損傷を抑え継続使用するためには、余裕を持った耐震性能を確保する必要がある。

また、「命をつなぐ」ためには建築物だけではなく、経済活動を継続できるよう生業、保健、福祉、医療など様々な分野においても対策が必要である。

(2) 数値目標

国目標及び静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、町は目標を設定する。

住宅及び特定建築物については、令和 12 年度末までに、いずれも耐震性が不十分なものを
おおむね解消^{※2-10}することを目標とする。

大規模建築物については、現状の耐震化率(令和 7 年度末) 100%を維持することとし、令
和 12 年度末の耐震化率 100%を目標とする。

沿道建築物については、令和 12 年度末までに、耐震性不足解消率^{※2-7}を 50%以上にするこ
とを目標とする。

表 2-9 耐震化率等の現状と目標

建築物の種類	前計画の目標	現 状	本計画における目標
住 宅	令和 7 年度末 95%	令和 5 年度末 71.5%	令和 12 年度末 耐震性が不十分なものを おおむね解消
特定建築物	令和 7 年度末 95%	令和 6 年度末 75.4%	
大規模建築物	令和 7 年度末 100%	令和 6 年度末 100%	令和 12 年度末 100%
沿道建築物	—	令和 6 年度末 31.6% ^{※2-7}	令和 12 年度末 50%以上 ^{※2-7}

【解 説】

住宅について、国は「令和 17 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消」を目標として
いるが、県は第 3 期計画の目標をおおむね達成できる見込みであることや、防災先進県とし
て国目標を上回る設定をすべきとの有識者からの意見を踏まえ、国目標を先取りした目標とし
ている。

特定建築物について、国は耐震化の目標を設定していないが、多数の者が利用し重要である
ことから、県は独自に目標を設定し進捗管理している。

大規模建築物について、県は国目標に合わせた目標としている。

沿道建築物について、国は地方公共団体により指定状況等が異なることから、具体の数値目
標を設定することが困難であるとし、「早期におおむね解消」としている。県は現状の進捗を
踏まえた目標としている。

※2-7 耐震性不足解消率：「耐震性不足解消棟数（耐震性のある建築物棟数及び除却棟数）」を「当初公表時の対象棟
数」で除した値

※2-10 おおむね解消：耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す

(3) 定性的な目標

ア 現行の耐震性能の確保

本計画では、基本的に昭和 56 年以前の旧耐震基準による建築物が、現行の耐震性能を確保することを目指すものであるが、平成 28 年 4 月の熊本地震や令和 6 年 1 月の能登半島地震で、新耐震基準の木造建築物のうち平成 12 年（2000 年）5 月以前の建築物（以下「2000 年基準以前の木造建築物」という。）に被害が発生した。このため 2000 年基準以前の木造建築物については、精密な耐震診断や必要な耐震改修を実施し安全性確保を目指す。

なお、建築基準法はこれまで数次にわたり構造規定の強化を図ってきたが、この法律の基準は基本的に最低水準のものである。これを前提とした耐震基準も同水準としているため、一回の大地震に対しては倒壊しないが損傷はするものであり、継続使用を担保するものではない。そこで、自宅での在宅避難や事業所での B C P による早期の事業再開のために、耐震化にあたっては大地震後も継続使用が可能となる余裕のある耐震性能の確保が望まれる。

また、過去の大地震において杭が損傷し、継続使用が困難な事例があった。このため、杭基礎を使用している建築物においては、建築基準法では一次設計（中小規模の地震に対する検討）しか規定していないことに留意する。

更に、高層建築物や免震建築物は、固有周期が長く長周期地震動により共振し被害を受けるおそれがあるため、国は平成 28 年に新たな考え方を示しており、これについても配慮する。

イ 新築時の耐震性能の維持・回復

新築時は耐震性能が確保されていても、時間の経過とともに、ひび割れや変形、老朽化などの経年劣化による耐震性能の低下が懸念されるため、定期的な調査により劣化状況を把握し、必要な対策を講じるなど適切なメンテナンスにより、安全性確保を目指す。

また、平成 28 年 4 月の熊本地震では震度 7 の地震が 2 回発生し、1 回目は地震に耐えることができたものの、そのダメージにより 2 回目で倒壊に至るものがあった。能登半島地震では令和 2 年 12 月頃から群発地震と呼ばれる活発な地震活動によって建築物にダメージが蓄積し、倒壊に至った可能性があると言及する有識者もいる。そのため、大きな地震を受けた場合には耐震性の低下の有無を調査し、必要な耐震改修をするなどして、繰り返し地震に対する安全性確保を目指す。

ウ 屋内における安全性確保

(ア) 家具等の転倒防止対策

建築物が倒壊しなくても、家具等が固定されていないと、地震による転倒が怪我や圧死・窒息死の原因となることや、避難の妨げにもなることから、家具等を固定し転倒防止を行い、安全性確保を目指す。

(イ) 天井の落下防止対策

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生したため、天井の落下に対する安全性確保を目指す。

(ウ) 建築設備の安全対策

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、エレベーターの釣合いおもりやエスカレーター落下被害が発生するとともに、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震では、多くのビルでエレベーターの緊急異常停止により、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの事案が発生したため、エレベーター、エスカレーターの安全性確保を目指す。また、給湯設備やそれらに付随する配管等の安全性確保を目指す。

エ 屋外における安全性確保

(ア) 倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全対策

地震によってブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、道路通行の妨げとなり避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去または補強により安全性確保を目指す。

(イ) 非構造部材等の落下防止対策

地震によって瓦屋根、窓ガラス、外装材等（以下「非構造部材等」という。）や屋外広告物が落下すると、通行人等に死傷者が出るおそれがあるだけでなく、道路通行の妨げとなり避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、非構造部材等、屋外広告物の安全性確保を目指す。

オ 地域における安全性確保

(ア) 空き家

空き家が倒壊することにより、道路閉塞や隣地への影響、延焼の拡大等が懸念されるため、空き家及び周囲の安全性確保を目指す。

(イ) 孤立予想集落対策

孤立予想集落は、耐震化のみならず、電気、水道等のライフラインや食料等の確保など様々な課題があるため、総合的な防災対策による安全性確保を目指す。

(ウ) 緊急輸送路等の確保

町は、町の区域内で完結する緊急輸送路や避難路等を、地域の実情に応じた耐震診断義務付け対象道路として指定を検討することにより、津波や火災からの避難や緊急車両等の通行について、更なる安全性確保を目指す。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 支援制度

耐震診断、補強計画策定及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減が求められている。

このため、耐震診断、補強計画策定及び耐震改修の補助制度と国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税やリバースモーゲージ等）を活用し、建築物の耐震改修の促進を図る。

(1) 住宅

ア 補助制度

建物所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、町は県とともにプロジェクト「TOUKAI-O⁺（プラス）」により耐震診断及び耐震改修事業に対して助成する。

木造住宅については、一層の耐震化が図られるよう、制度を見直した上で令和8年度からの耐震化事業を実施する。耐震診断、耐震改修といった基本的な耐震化補助については、低コスト工法^{※3-1}の推奨を検討し耐震化の加速を目指す。また、高齢などによる資金不足や跡継ぎ不在のため耐震改修が難しい世帯にも取り組みやすいよう、従来からの耐震シェルター、防災ベッドに加え、部分補強などの新たな減災化メニューの追加を検討する。また、建物所有者等がこれらの補助制度を活用できるよう取り組んでいく。

代理受領制度は、補助事業の実施における申請者の一時的な費用負担を軽減するため、工事施工者等が申請者の委任を受け、補助金を代理受領できる制度である。この制度では、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよく取り組みやすいことから、建物所有者等が活用できるよう検討する。

なお、2000年基準以前の木造建築物については、国の動向や令和8年度策定予定の静岡県第5次地震被害想定に注視しつつ、支援の在り方について検討していく。

イ 税制優遇

建物所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じており、町は県とともに普及促進に努める。

ウ 融資関係

県と県内金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成18年度に協定を締結し、各金融機関では住宅ローンの優遇制度を設けており、引き続き取り組んでいく。この制度では、昭和56年5月以前に建築された木造住宅で、耐震評点1.0未満のものを建替える場合、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる。

国は高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構の「リバース60」を活用した耐震改修融資について、提携金融機関への利子補給を実施することにより、利用者に対して無利子又は低利子となる優遇制度の普及を進めており、町としても建物所有者等が活用できるよう検討する。

※3-1 低コスト工法：床や天井の撤去・復旧を最小限に抑え、N値計算により合理的な補強を行うなどコストの削減を図りながら、耐震性能を向上させる工法

(2) 建築物

ア 補助制度

特定建築物については、個別訪問等により耐震改修の必要性を丁寧に説明するとともに、特に大規模建築物については、一般建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ誘導する。加えて、耐震化が遅れている中小企業のホテル・旅館については、制度融資による利子補給への上乗せや、更に補助率の高い支援制度により耐震化を促進する。

沿道建築物については、個別訪問等により耐震改修の必要性を丁寧に説明するとともに、一般建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ強く誘導する。他地域と比較し耐震性不足解消率の低い本町を含む伊豆半島地域については、半島の特性として代替路が限られる等、道路閉塞が発生した場合の影響が甚大であることから、地域の実情にあった取組を促進する。

地震・津波対策等減災交付金（県危機管理部所管）は、地震・津波対策を幅広く網羅したメニューを用意し、市町等を支援する交付金である。公民館等の公共建築物の耐震化にも活用が可能である。

これらの補助制度については、建物所有者等が活用できるよう取り組んでいく。

イ 税制優遇

建物所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じており、町は県とともに普及促進に努める。

ウ 融資関係

県は、県内の中小企業経営者が金融機関から融資を受けて耐震診断及び耐震改修を実施する際に、金融機関の融資利率に対し利子補給を行うなどの優遇を受けられる制度融資（「防災・減災強化資金」経済産業部所管）を行っている。

特に、ホテル・旅館（延べ床面積が 1,000 m²以上、かつ階数が 3 以上のものに限る。）に対しては、災害時に当該施設への避難者の収容や災害支援作業の宿泊に関する協定を締結した場合、融資利率等を更に優遇する制度としている。

(3) その他の建築物等

ア 補助制度

ブロック塀については、地震による倒壊から人命を守り、緊急輸送路等の通行を妨げることを防ぐため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の耐震改修、建替え、除却に対して補助を設けている。また、新たに作られるブロック塀がより安全なものとなるよう、建築基準法の仕様規定を基に県独自の基準を設定して指導を行う。

なお、本補助事業の対象となる道路は、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至るすべての経路とし、ブロック塀の撤去、改善に関する補助事業は、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至るすべての道路沿いにある、地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を対象とする。

小規模建築物、瓦屋根、特定天井及び昇降機の安全対策について、建物所有者等がこれらの補助制度を活用できるよう検討する。

空き家については単なる除却ではなく、耐震化を含む改修工事を実施し、利活用することとも手法の一つであるため、建物所有者等が除却や改修の補助制度を活用できるよう取り組んでいく。

2 啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建物所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠であり、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、建築物の地震に対する安全性の向上に関する情報を町民にわかりやすく伝えるとともに、建物所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組む。

(1) 基本的な取組方針

所有者、県、市町、自主防災組織、建築技術者、建築関係団体が、それぞれの役割分担の下、相互に連携を図りながら取り組むことによって、住宅・建築物の耐震改修を促進する。

また、旧耐震基準の住宅・建築物は築 40 年以上経過しており、耐震改修より建替え・除却が現実的な場合もあることから、建替え・除却も併せて促進する。

(2) 所有者への情報提供

ア 所有者の状況を踏まえた啓発

(ア) 住宅

耐震診断の受診を促進し、耐震改修工事の実施へ誘導していくため、県と連携して、耐震化未実施の住宅に対して、ダイレクトメールを送付する。

また、耐震化未実施の世帯の多くが高齢者世帯であることから、耐震化に消極的な高齢者世帯に対しては、耐震化の必要性を訴えるため、町は県とともに戸別訪問を実施する。

今後も、住宅耐震化の周知・啓発を効果的に実施するとともに、「最低限命を守る対策」を総合的に推進していくため、ダイレクトメール、戸別訪問等により耐震化に至っていない理由や世帯の状況等を把握して、各世帯の事情に応じて住み替えや命を守る対策（減災化）も含めて幅広い対策を提案するなど、きめ細かに対応する。

なお、建築物の地震対策の基本は耐震化であり、減災化はやむを得ない場合の暫定的・緊急的な措置であり、自宅で避難生活を送るためには、継続使用が可能となる余裕のある耐震性能を確保することが望ましいことを併せて周知・啓発する。

(イ) 特定建築物及び沿道建築物

特定建築物（大規模建築物を含む）や沿道建築物の所有者等に対して、耐震化の必要性を周知・啓発するため、県と連携して、耐震診断や耐震改修の実施を促すダイレクトメールを送付するとともに、必要に応じて個別訪問を実施し、支援制度等を説明しながら耐震化を促す。

大規模建築物及び沿道建築物については、対象棟数が限られていることから、個別訪問等により耐震化に係る阻害要因や要望等について所有者等と意見交換しながら、耐震化に向けた具体的な方策を所有者等とともに検討する。

イ 相談体制の整備及び情報提供の充実

本町では、建設整備課を建築相談窓口として、建築物の耐震化に係る各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じている。

なお、建築物の耐震化に係る技術的な相談については県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課又は下田土木事務所都市計画課、家具の固定等については地震防災センターや賀茂地域局、契約や金銭上のトラブルについての相談は県民生活センターと連携して対応している。

さらに、県ではホームページ「耐震ナビ」において、建築物の耐震化に必要な情報を公開しており、各種補助制度等について、設計者や施工者だけでなく、町民にもわかりやすく解説している。

ウ 適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

県及び町は、建物所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請する。

(ア) ハザードマップ等の活用

「静岡県第4次地震被害想定」に関する情報やその他の自然災害（豪雨、土砂災害、液状化等）については、ホームページ「静岡県 GIS」や総合防災アプリ「静岡県防災」で公開している。また、沿道建築物の耐震化に関する情報については、国土地理院が作成している「重ねるハザードマップ」上で公開されている。

戸別訪問等の機会を通じて、発生のおそれがある地震や各種ハザード等による危険性の程度等について周知・啓発し、知識の普及を図る。

(イ) パンフレット等の活用

本町では、町広報紙等により建築物の耐震化に係る各種補助制度等の紹介を行うとともに、県が作成した命を守るための取組を説明したパンフレット「あなたと家族の命を守る地震対策」、耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」、耐震改修に踏み出した方の思いを掲載した「きっかけリーフレット」等を配布し、周知・啓発を図る。

(ウ) リフォームに併せた耐震化の促進

耐震改修の実施に当たっては、構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事に併せて耐震改修工事を行うことは、所有者等にとって費用及び手間を軽減できるという面で有効である。また、2000年基準以前の木造建築物の耐震性能検証を行うことも有効である。

リフォームを検討する所有者等やリフォーム事業者、不動産仲介業者などに耐震改修の必要性和補助制度を周知し、住宅のリフォームと併せた耐震改修等の実施を促進する。

なお、本町においては住宅リフォーム振興事業補助金として、住宅リフォーム工事に対し補助金交付を実施している。

(3) その他周知及び啓発する事項

ア 現行の耐震性能の確保

(ア) 2000 年基準以前の木造建築物

国は、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を公表し、所有者等が接合部等の仕様や劣化状況等を確認することで容易に耐震性能を検証することが可能となっている。

町は県とともにリフォーム等の機会を捉え検証の実施を推奨し、これを周知・啓発する。

(イ) 継続使用が可能となる余裕のある耐震性能

大地震後も継続使用が可能となる余裕のある耐震性能の確保に向け、周知・啓発を図るとともに、県は静岡県地震対策推進条例の改正を含め検討する。

また、建築士等に対し、地盤種別や構造特性に留意し継続使用が可能となる余裕のある設計をするよう周知するとともに、県は静岡県建築構造設計指針の改訂に併せて見直しを検討する。

(ウ) 長周期地震動

平成 28 年の国の技術的助言に基づき指定された県内の対象区域^{※3-2} (SZ1、SZ2、SZ3) の対象建築物のうち、特に対策が必要とされる SZ1 及び SZ2 の区域内の建築物に対するフォローアップを県は県内の特定行政庁と継続的に行い、所有者等に対し詳細診断や対策工事の啓発を行う。

(エ) 杭の二次設計

耐震改修や被災後の復旧にあたっては、大地震時における検討（二次設計）が実施されていないことを前提とし、必要な対策を講じるよう、周知・啓発する。

イ 新築時の耐震性能の維持・回復

(ア) 経年劣化が進んだ建築物

経年劣化による耐震性能の低下を抑えるため、適切な維持管理の必要性を周知・啓発する。

(イ) 地震により被害を受けた建築物

地震を受けた建築物については、点検により被害を的確に把握するとともに、状況に応じた改修の必要性を周知・啓発する。

※3-2 対象区域は、4 ページの図 1-1 長周期地震動対策の対象区域を参照

ウ 屋内における安全性確保

(ア) 家具等の転倒防止対策

戸別訪問等により耐震化と併せて家具等の転倒防止や配置の工夫等を周知・啓発するほか、ホームページ等により幅広く情報提供する。

(イ) 特定天井の落下防止対策

国の基準等に基づき、公共建築物の対策を講じるとともに、建築基準法に基づく所有者等による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導する。

(ウ) 建築設備の安全対策

町は県とともに関係団体と連携して、エレベーターの支持部材の耐震化、釣合いおもりの脱落対策やエスカレーター落下防止対策などの防災対策改修や、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知・啓発を図るとともに、エレベーター及びエスカレーターの所有者や管理者に対して定期検査等に併せ、改善を促す取組を促進する。

また、地震時における給湯設備などの転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策に関する周知・啓発を進める。

エ 屋外における安全性確保

(ア) 倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全対策

ブロック塀等の所有者等に安全点検の実施を促すとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、補助制度を活用して撤去、改善するようパンフレット「ブロック塀の点検と改善」を活用するなどして働き掛ける。

(イ) 非構造部材等の落下防止対策

屋外広告物や非構造部材等で落下のおそれがあるものについては、建築基準法に基づく所有者等による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導する。

補助制度があるものについては、活用に向け、周知・啓発を図る。

オ 地域における安全性確保

(ア) 空き家

空き家及び周囲の安全性確保に向け、除却や改修が進むよう、庁内関係課と連携し周知・啓発に取り組む。

(イ) 孤立予想集落対策

耐震化はもとより様々な対策が必要であるため、ハザードマップの活用等により災害時のリスクを注意喚起し総合的な防災対策が取れるよう、庁内関係課と連携を図っていく。

(ウ) 緊急輸送路等の確保

緊急輸送路等の更なる安全性確保に向け、町の区域内で完結する緊急輸送路や避難路等について、実情に応じて耐震診断義務付け対象道路として指定を検討する。

3 関係者との連携促進等

(1) 役割分担

県は、町が実施する取組を積極的に支援するとともに、広域的・総合的な普及啓発や所有者等が耐震化しやすい環境の整備、技術者の育成等の施策を実施するものとする。

町は、所有者等に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた普及啓発や所有者等が耐震化しやすい環境の整備、負担軽減のための施策を主体的に実施する。

住宅・建築物の所有者等は、耐震化が自らの生命や財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐなど隣接する地域の防災上においても大変重要であることを認識し、自助の意識の下、自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に耐震化に努めるものとする。

(2) 県との連携等

県と町は、住宅・建築物の所有者等の役割を念頭に、それぞれの役割の下連携し、所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくものとする。

(3) 所管行政庁との連携

県は、所管行政庁^{※3-3}と連携し、耐震化の促進を図るため、法による指導等を行う建築物の情報共有に努め、指導等が円滑に行われるよう取り組むこととする。また、指導等に従わずに、建築基準法による勧告、命令を行うこととなった場合にも、特定行政庁と連携して取り組むこととする。

ア 耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物及び沿道建築物）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図る。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、法施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（法附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、速やかに公表内容にその旨を付記するなど、耐震改修等に取り組んだ建築物の所有者等に不利益となることのないよう十分に配慮し、丁寧な運用を行っていく。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項（法附則第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施していくとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等により公表していく。

イ 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施（耐震診断義務付け対象建築物を除く）

(ア) 法と条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

法と静岡県地震対策推進条例（以下「条例」という。）では、現行の耐震基準の施行以前に建築に着手された全ての建築物（条例の場合は、昭和56年5月以前に建築された建築物）の所有者に対して、耐震診断及び必要に応じた耐震改修を行うよう努力義務を課し、所管行政庁等は耐震診断又は耐震改修について必要な指導及び助言を実施していく。

また、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物及び条例第15条第5項に規定する緊急輸送路等に面した既存建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、指導に従わない者に対して必要な指示を行っていくとともに、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等により公表していく。

※3-3 所管行政庁：建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう

表 3-1 法及び条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表	指導権限を持つ者
法	全ての 既存耐震不適格建築物 ^{※3-4} (法第 16 条ほか)		特定既存耐震不適格建築物のうち一定の用途・規模 (法第 15 条第 2 項)	正当な理由がなく、左記の指示に従わなかった建築物 (法第 15 条第 3 項)	所管行政庁 ^{※3-7} (法第 2 条第 3 項)
条例	全ての 既存建築物 ^{※3-5} (条例第 15 条)		緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する 既存建築物 ^{※3-6} (条例第 15 条第 5 項)	(公表の規定なし)	知事 ^{※3-8}

(イ) 建築基準法による勧告又は命令の実施

特定行政庁は、建築基準法第 10 条において、同法第 6 条第 1 項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（同法第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第 1 第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については、同法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令ができることとなっている。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認められる建築物についても、同法第 10 条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令ができることとなっている。

※3-4 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの

※3-5 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物等及び同日において工事中であった建築物

※3-6 法による指示を行った建築物を除く

※3-7 令和 8 年 3 月現在における所管行政庁

特定行政庁：県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市、焼津市、富士宮市

限定特定行政庁：三島市、裾野市、御殿場市、藤枝市、島田市、磐田市、袋井市、掛川市、湖西市

※3-8 所管行政庁である市長に対し、県知事から指導権限を委譲している

表 3-2 耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物

法・条例	用 途					指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに限る)	建築基準法第 10 条により 勧告・命令する建築物 (原則、公表したものに限る)
法第 15 条第 2 項の特定既存不適格建築物	(1) 災害時の拠点となる建築物	ア	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	耐震診断	全て	昭和 46 年以前の建築物	—
		イ	住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、義務教育学校、特別支援学校				
				体育館				
				幼稚園、保育所など	耐震改修	ランクⅢの建築物 又は ランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物	ランクⅢの建築物のうち $I_s/E_T<0.3$ 又は $I_s<0.3$ の建築物
		ウ	救急医療等を行う施設	病院、診療所				
	エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、福祉ホーム等					
	オ	交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶、航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					
	(2) 不特定多数の者が利用する建築物			百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	耐震診断	全て	昭和 46 年以前の建築物	—
				ホテル・旅館				
				集会場・公会堂				
				劇場、観覧場、映画館、演芸場				
				博物館、美術館、図書館				
				展示場				
				飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等	耐震改修	ランクⅢの建築物 又は ランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物のうち $I_s/E_T<0.3$ 又は $I_s<0.3$ の建築物	ランクⅢの建築物のうち $I_s/E_T<0.3$ 又は $I_s<0.3$ の建築物
				理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等				
				遊技場				
				ボーリング場、スケート場、水泳場等				
			公衆浴場					
			自動車車庫又は自転車の停留又は駐車のための施設					
(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			—					
条例第 15 条第 5 項の建築物	(4) 緊急輸送路、避難路、避難地等に面する既存建築物				耐震診断	全て		
					耐震改修	ランクⅢの建築物 又は ランクⅡの公共建築物		

(注 1) 上表において、指示または公表をする建築物の優先順位については、用途欄の「(1)災害時の拠点となる建築物」、
「(2)不特定多数の者が利用する建築物」、「(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」の順とし、耐震改修において同じ用途の場合は、耐震性能が低いものを優先して実施する。

(注 2) 上表におけるランクは表 3-3 による。

表 3-3 各ランクの建築物の耐震性能

区 分	最大クラスの地震に対する耐震性能		基準
ランクⅡ	想定される南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震に対して、耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される。		$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$
ランクⅢ	想定される南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震に対して、耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	① 震度 6 強～7 程度の地震で倒壊する恐れのある建築物	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$
		② 震度 5 強程度の地震で倒壊する恐れのある建築物	$I_s/E_T < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$

ウ 災害時の拠点となる建築物に対する指導（静岡県の構造耐震判定指標 E_t による指導）

庁舎、警察署、消防署、病院等の災害時の活動の拠点となる建築物のほか、避難所や災害弱者救護施設等の災害時の県民生活の拠点となる建築物は、地震後も継続して使用することが必要なことから、「災害時の拠点となる建築物」については、一般建築物より高い耐震性能を確保するため、「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」（（一社）静岡県建築士事務所協会）の規定に基づき $I_s \geq E_t$ ^{※3-9} を満足するよう指導する。

※3-9 I_s ：建築物が保有する耐震性能を表す指標 E_t ：静岡県の構造耐震判定指標

<参考>本文中に記載があるホームページ一覧

耐震ナビ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/taishinka/1041569/index.html>

静岡県 GIS

<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>



資料編

目 次

1	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等の制度概要	・・・	28
2	木造住宅の耐震改修事業の補助要件の考え方	・・・	29
3	住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	・・・	29
4	特定建築物について	・・・	30
5	町有公共建築物の耐震性能に係るリスト	・・・	31

1 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等の制度概要

別表 1-1 補助事業の一覧表

(令和8年4月)

区分		【事業名】概要	対象建築物等	補助率		
				国	県	市町
住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 木造住宅の耐震診断に対する助成	昭和56年5月以前	1/3	1/6	1/6
	耐震診断	【非木造住宅の耐震診断事業】 耐震診断に対する助成	昭和56年5月以前	1/3	1/6	1/6
	耐震改修	【木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)】 補強計画と一体的に実施する耐震改修工事に対する助成	昭和56年5月以前 耐震評点1.0未満を1.0以上に向上	2/5	1/5	1/5
	除却	【木造住宅の除却事業】 除却工事に対する助成	昭和56年5月以前 耐震評点1.0未満、倒壊の危険性がある等	11.5%	5.75%	5.75%
	耐震シェルター	【耐震シェルター整備事業】 木造住宅への設置等に対する助成	昭和56年5月以前	1/3	1/6	1/6
		高齢者のみ世帯等への割増助成		2.5/6	1.25/6	1.25/6
	防災ベッド	【防災ベッド整備事業】 木造住宅への設置等に対する助成	昭和56年5月以前	1/3	1/6	1/6
		高齢者のみ世帯等への割増助成		2.5/6	1.25/6	1.25/6
建築物	耐震診断	【建築物の耐震診断事業】 耐震診断に対する助成	昭和56年5月以前	1/3	1/6	1/6
ブロック塀	耐震改修 建替え 除却	【ブロック塀等の安全確保事業(避難路沿道等)】 耐震改修工事・建替え・除却工事に対する助成	通学路、避難地、避難路及び緊急輸送路に面する危険なブロック塀等	1/3	1/6	1/6
住宅	移転	【がけ地近接危険住宅移転事業】 移転に要する費用への助成	災害危険区域内等の危険住宅	1/2	1/4	1/4

区分		【事業名】概要	対象建築物等	補助率		
				国	県	市町
対象建築物(沿道) 耐震診断義務付け	補強計画 耐震改修 建替え 除却	【要安全確認計画記載建築物の耐震化事業】 補強計画の策定に対する助成	昭和56年5月以前 通行障害建築物に限る	1/2	1/4	1/4
		耐震改修工事・建替え・除却工事に対する助成		2/5	1/5	1/5

2 木造住宅の耐震改修事業の補助要件の考え方

木造住宅の耐震改修工事の実施にあたっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、本県の木造住宅の耐震改修事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとする。

3 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向けて、住宅の耐震化を強力に推進していくため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定している。

住宅の耐震化を強力に推進するために、住宅耐震化にかかる費用支援を継続するとともに、「①住宅所有者の技術力向上等」、「②耐震診断実施者に対する耐震化促進」、「③改修事業者の技術力向上等」、「④耐震化の必要性に係る普及・啓発」等の取組みの更なる充実を図る。

アクションプログラムの内容、取組の進捗状況については、町 HP にて公表している。

4 特定建築物について

別表 4-1 特定建築物の一覧表

法令		用途		特定既存耐震不適建築物（法第14条） （要安全確認計画記載建築物を除く。）		
法 第14条	政令 第6条 第2項			指導・助言対象 （法15条第1項） ※1法12条第1項	指示対象 （法第15条第2項） ※1法第12条第2項	耐震診断義務付 け対象※2 （法附則第3条）
第1号	第1号	幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ 1,500㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ 3,000㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
	第3号	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
		学校	幼稚園、第2号以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
		病院、診療所				
		劇場、観覧場、映画館、演芸場				
		集会場、公会堂				
		展示場				
		卸売市場				
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		ホテル、旅館				
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		事務所				
		博物館、美術館、図書館			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		遊技場				
		公衆浴場			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場					
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上	
第2号	第7条 第1項	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令第7条第2項で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
第3号	—	避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、政令第4条で定める高さを超える建築物		同左のうち、特に重要な避難路沿道建築物※1
—		防災拠点である建築物		—		病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物※1

※1：要安全確認計画記載建築物（法第7条）

※2：要緊急安全確認大規模建築物

町有公共建築物の耐震性能に係るリスト

東伊豆町

令和3年4月

1. 公表の趣旨

東伊豆町では、昭和54年に大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されて以来、東海地震に対する建築物の安全性の確保に努めている。

平成15年5月29日の中央防災会議で倒壊地震対策大綱が策定され、同年7月29日に東海地震緊急対策方針が閣議決定された。その中で、東海地震発生時等の住民等の的確な対応を確保するためには、自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握が不可欠であることから、災害時の拠点となる学校、庁舎等の公共建築物について、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう示された。

これを受け、本町が所有する公共建築物の耐震性能を公表する。

2. 公表の対象とする町有建築物

(1) 災害時の拠点となる建築物		施設名
ア	災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集・伝達等を行う施設	庁舎、図書館、保健センター、消防署など
イ	住民の避難所として使用される施設	町立幼稚園園舎、小・中学校校舎、体育館
ウ	その他	いきいきセンターなど
(2) 多数の者が利用する建築物		公民館など
(3) 町営住宅		町営住宅
(4) その他重要な建築物		給食センターなど

3. 町有建築物の耐震性能の判定方法

- (1) 旧基準の建築物(昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建築された建築物)

静岡県耐震診断判定基準(平成14年版)により判定した。耐震診断で(※)で算出する構造判定指標(Is値)と静岡県が独自に策定した目標値(Et値)との比率(Is値/Et値)で耐震性能を判定した。

※(財)日本建築防災協会「改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」による。

- (2) 新基準の建築物(昭和56年6月1日以降に新耐震基準で建築された建築物)

静岡県構造設計指針・同解説(平成14年版)により判定した。
本指針・同解説に定める用途係数(I)で耐震性能を判定した。

4. 町有建築物の耐震性能のランク付け

各ランク別の耐震性能と判定基準は表1のとおりである。

旧基準の建築物は4段階(Ia、Ib、II、III)にランク分けし、新基準の建築物は2段階(Ia、Ib)にランク分けした。

東海地震に対して耐震性能を有する建築物はランクIである。

なお、建築基準法上で耐震性能を有するとされる建築物は、ランクIとランクIIである。

表 1 各ランク別の耐震性能と判定基準

ランク		東海地震に対する耐震性能	備考欄	建築物の構造	本件独自の判定基準	
					旧基準の建築物 (C I = 1.0)	新基準の建築物 (用途係数(I))
I	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	R C S S R C C B	$I_s/ET \geq 1.25$	I = 1.25
				W	総合評点 ≥ 1.5	
	I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。		R C S S R C C B	$I_s/ET \geq 1.0$	I = 1.0
				W	$1.0 \leq \text{総合評点} < 1.5$	
II		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることの想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。	R C S S R C C B	$I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$	
				W	$0.7 \leq \text{総合評点} < 1.0$	
III		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		R C S S R C C B	$I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$	
				W	総合評点 < 0.7	

(注 1) 体育館など、比較的屋根の軽い鉄骨造の建物は、ランクにかかわらず倒壊する危険性は低い。

(注 2) 壁式コンクリート造(WRC)の中高層建築物の町営住宅は、地盤が良好で公営住宅建設事業者等、連絡協議会の耐震診断マニュアルで安全が確認できればランク I bとする。

用語説明

指標値等	
耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標 (I S値)	建築物が保有する耐力を表わす指標 (耐震診断で算定)
静岡県の耐震判定指標 (ET値)	東海地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標 $ET = ES \times C I \times CG$ ES : 基本耐震指標値 CG : 地形指標 がけ地等の場合 1.25 その他の場合は 1.0
用途係数 (I)	建築物の用途により地震力を割り増す係数 I=1.25 の場合 ランク I a I=1.0 の場合 ランク I b
建築物の重要度係数 (C I)	地震による建築物の破壊を抑える程度を表わす係数 C I=1.25 の場合 地震時に軽微な被害にとどめ継続使用を可能とする C I=1.0 の場合 地震時に倒壊せずある程度の被害にとどめる
総合評点	木造建築物が保有する耐力を表わす指標 (耐震診断で算定)
建築物の構造	
R C	鉄筋コンクリート造 (鉄筋コンクリート造の中には、町営住宅で採用されている特殊な構造として、壁式鉄筋コンクリート造(WRC)と壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造(WPC)がある)
S	鉄骨造 (軽量鉄骨を使用する場合は軽量鉄骨造(L S)とする)
S R C	鉄骨鉄筋コンクリート造
C B	コンクリートブロック造
W	木造

東伊豆町が所有する公共建築物の耐震性能に係るリスト

施設数	棟数	所管担当課	建築物			場所	ランク	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物 新:新基準 の建築物	構造・階数		Is値 (又は総 合評点)	ET値 (CI=1)	Is値 /ET値	備考欄
			施設名	棟名	棟番号					構造	階数				
1	1	防災課	北川地区防災センター			奈良本1011	I a	2013	新	RC	2				2分団詰所併設
2	2	"	片瀬地区防災センター			片瀬584-1	I a	2014	新	RC	3				4分団詰所併設
3	3	企画調整課	田町防災コミュニティセンター	公民館		稲取352-1	I b	1984	新	SRC	3				田町区公民館
4	4	"	東伊豆町役場庁舎	事務所		稲取3354	I b	1984	新	RC	5				
5	5	住民福祉課	東伊豆町いきいきセンター	集会所		稲取410-1	I b	2003	新	S	1				
6	6	"	町営住宅	1		稲取3014-4	I b	1973	旧	WRC	3	1.00	1.00	1.00	県営住宅と同等判断
7	7	"	"	2			I b	1974	旧	WRC	4	1.00	1.00	1.00	県営住宅と同等判断
8	8	"	"	3			I b	1974	旧	WRC	4	1.00	1.00	1.00	県営住宅と同等判断
9	9	"	"	A		奈良本1296-14	I b	1976	旧	WRC	4	1.00	1.00	1.00	県営住宅と同等判断
10	10	"	"	B			I b	1976	旧	WRC	4	1.00	1.00	1.00	県営住宅と同等判断
11	11	"	湯ヶ岡公民館	公民館		白田939-4	I b	1985	新	RC	2				老人憩いの家 県補助H59年度
12	12	"	東伊豆町最終処分場	管理棟		稲取3346-1	I b	1993	新	RC	2				
13	13	健康づくり課	保健福祉センター			白田270	I b	1995	新	RS	3				
14	14	観光産業課	稲取ふれあいの森管理事務所	研修所		稲取3018	I b	1987	新	W	1				
15	15	"	"	資料館			I b	1986	新	RC・W	2				
16	16	"	奈良本地区多目的研修会施設	公民館		奈良本252-1	I b	1987	新	RC	1				
17	17	"	熱川湯の華ばあーく	資料館		奈良本966-13	I b	2002	新	W	1				

RC(鉄筋コンクリート造)、SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、CB(コンクリートブロック造)、w(木造)、WRC(壁式鉄筋コンクリート)

東伊豆町が所有する公共建築物の耐震性能に係るリスト

施設数	棟数	所管 担当課	建築物			場所	ランク	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物 新:新基準 の建築物	構造・階数		Is値 (又は総 合評点)	ET値 (CI=1)	Is値 /ET値	備考欄
			施設名	棟名	棟番号					構造	階数				
18	18	教育委員会	稲取小学校	校舎	1-1	稲取614-1	Ⅱ	1970	旧	RC	4	0.89	1.25	0.71	S58耐震補強 再耐震補強未定
	19	"	"		1-2		Ⅱ	1970	旧	RC	4	0.89	1.25	0.71	S58耐震補強 再耐震補強未定
19	20	"	"	体育館	1F		I a	1976	旧	RC	2	2.10	1.25	1.68	H21耐震補強済
	21	"	"		2F		I a			R		1.70	1.25	1.36	
20	22	"	稲取中学校	校舎	1	稲取1873	Ⅱ	1955	旧	RC	3	0.93	1.25	0.74	
	23	"	"	校舎	1-2		Ⅱ	1978	旧	RC	3	0.84	1.25	0.67	H17耐震診 再耐震補強未定
	24	"	"	校舎	1-3		I b	1985	新	RC	4				
21	25	"	"	体育館			I a	1998	新	RC	2				
22	26	"	熱川小学校	校舎	1	奈良本771-1	Ⅱ	1974	旧	RC	4	0.97	1.25	0.78	S59耐震補強 再耐震補強未定
	27	"	"	校舎	1-2		Ⅱ	1975	旧	RC	4	0.97	1.25	0.78	S59耐震補強 再耐震補強未定
	28	"	"	校舎	2		Ⅱ	1975	旧	RC	2	0.91	1.25	0.73	S59耐震補強 再耐震補強未定
	29	"	"	校舎	3		Ⅱ	1975	旧	RC	3	0.91	1.25	0.73	S59耐震補強 再耐震補強未定
23	30	"	"	体育館			I a	1977	旧	S	2	1.65	1.25	1.32	H14耐震補強
24	31	"	熱川中学校	校舎	1	奈良本1296-3	Ⅱ	1964	旧	RC	3	0.90	1.25	0.72	S57耐震補強 再耐震補強未定
	32	"	"	校舎	2		I b	1982	新	RC	3				
25	33	"	"	体育館			I a	2000	新	S	2				
26	34	企画調整課	旧大川小学校	校舎		大川312	I b	1979	旧	RC	3	1.29	1.25	1.03	H14耐震補強
27	35	教育委員会	稲取幼稚園	園舎		稲取1569-6	I a	1980	旧	RC	2	1.40	1.25	1.12	H17耐震補強
28	36	"	熱川幼稚園	園舎		奈良本777-1	I a	2008	新	S	1				H20新築
29	37	企画調整課	旧大川幼稚園	園舎		大川312	I b	1979	旧	RC	1	1.29	1.25	1.03	H14耐震補強

RC(鉄筋コンクリート造)、SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、CB(コンクリートブロック造)、w(木造)、WRC(壁式鉄筋コンクリート)

東伊豆町が所有する公共建築物の耐震性能に係るリスト

施設数	棟数	所 管 担 当 課	建 築 物			場 所	ランク	建築年 (西暦)	旧:旧基準 の建築物 新:新基準 の建築物	構造・階数		Is値 (又は総 合評点)	ET値 (CI=1)	Is値 /ET値	備考欄
			施 設 名	棟 名	棟番号					構造	階数				
30	38	教育委員会	東伊豆町立体育センター	体育館		稲取3349-4	I b	1986	新	SRC	2				
31	39	"	東伊豆町立図書館	庁舎		奈良本908-8	I b	1992	新	RC	2/1				
32	40	"	東伊豆町立学校給食センター	庁舎		稲取3350-1	I b	2000	新	S	2				
33	41	企画調整課	東伊豆町消防庁舎	庁舎		稲取17-10	I b	1983	新	RC	2				
	42	"	東伊豆町消防庁舎	庁舎			I b	1993	新	S	2				
	43	"	東伊豆町消防庁舎	庁舎			I b	1999	新	S	2				増築分
34	44	防災課	東伊豆町第1分団器具置場	詰所		大川478-2	I a	2009	新	S	2				H21新築
35	45	"	東伊豆町第3分団器具置場	詰所		奈良本268-10	I b	1991	新	RC	2				
36	46	"	東伊豆町第5分団器具置場	詰所		稲取2920-6	I b	1990	新	RC	2				
37	47	"	東伊豆町第6分団器具置場	詰所		稲取214-2	I b	1987	新	RC	3				
38	48	"	東伊豆町第7分団器具置場	詰所		稲取1278-1	I a	2012	新	SRC	2				H23新築
39	49	"	東伊豆町第8分団器具置場	詰所		稲取896-8	I b	1989	新	RC	2				
40	50	"	東伊豆町第9分団器具置場	詰所		白田431	I b	1985	新	RC	2				
							I a	11	県基準を満たしているもの						
							I b	30							
							II	9	国基準を満たしているもの						
							III	0							

50

RC(鉄筋コンクリート造)、SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、CB(コンクリートブロック造)、w(木造)、WRC(壁式鉄筋コンクリート)